

公立大学法人埼玉県立大学修学支援に係る交付規程

平成26年4月1日

規 程 第 1 2 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生が在学期間中、授業料の支払いに関する不安を持たず、勉学に集中できる環境を提供するために、予算の範囲内で学生に対して助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 提携ローン 大学が民間金融機関と提携した教育ローン
- 二 提携金融機関 提携ローンを取り扱う金融機関
- 三 利子 提携ローンの分割払手数料

(助成対象者)

第3条 この規程による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する授業料について、提携ローンを利用して支払う者とする。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第10条第1項第2号から第7号までに該当する学部の学生のうち、別に定める家計急変の理由により減免を受けた学生
- 二 大学院の学生

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象者が在学期間中に支払った利子相当額とする。

(交付申請)

第5条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、修学支援に係る利子助成金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び提携金融機関に対する調査を実施し、当該申請に係る助成金の交付を認めたときは、助成額を決定するものとする。

なお、助成対象者に対して、修学支援に係る利子助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び返還)

第7条 理事長は、第5条の規定に基づく申請書の記載事項及び添付資料等に虚偽があるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成金の交付が行われている場合は期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、改正前の規程により助成対象となった者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先)
公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

修学支援に係る利子助成金交付申請書

学科・専攻名
学籍番号
学生氏名

授業料負担者（提携ローン名義人）
氏 名 印
住 所（〒 ）

電話番号
学生との関係

下記により修学支援に係る利子助成金の交付を受けたいので、公立大学法人埼玉県立大学修学支援に係る交付規程第 5 条の規定により申請します。

記

1 助成対象経費 在学中に支払った利子相当額（ 年分）
（大学が提携金融機関に確認した額となります。）

2 振込口座 授業料負担者（提携ローン名義人）の名義

振込先銀行名	() () 銀行・信用金庫 支店							
金融機関コード	金融機関コード				店番コード			
預金種別	普 通							
口座番号	No.							
(フリガナ) 口座名義人	()							

埼玉県大第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

修学支援に係る利子助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学支援に係る利子助成金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 交付申請書に記載された口座に振込み
- 3 支払年月日 年 月 日